

千葉県同時発表

## 報道各社御中 ← 環境省広報室

千葉県で採取された渡り鳥糞便における鳥インフルエンザ検査状況等について  
(H26.11.20)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

| 番号 | 都道府県 | 場所     | 種名      | 回収日      | 簡易検査 | 遺伝子検査     | 確定検査                                | 監視重点区域指定状況 |
|----|------|--------|---------|----------|------|-----------|-------------------------------------|------------|
| 1  | 島根県  | 安来市    | 渡り鳥糞便   | 11/3 採取  |      |           | 11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型) と判明 | 11/13 指定   |
| 2  | 東京都  | 江東区    | ホシハジロ   | 11/13 回収 | 陰性   | 陽性        | 確定検査機関に送付                           | 11/17 指定   |
| 3  | 宮城県  | 栗原市    | オオハクチョウ | 11/19 回収 | 陽性   |           | 確定検査機関に送付                           | 11/19 指定   |
| 4  | 千葉県  | 長生郡長柄町 | カモ類糞便   | 11/18 回収 | 陽性   | 陽性<br>※参照 | 確定検査機関に送付<br>※参照                    | 11/20 指定   |
|    |      |        |         |          |      |           |                                     |            |
|    |      |        |         |          |      |           |                                     |            |

(太枠内下線が今回の情報です。)

**※現時点では遺伝子検査により鳥インフルエンザウイルス (H5N8 亜型) 遺伝子が確認されたもので、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。**

**※確定検査の結果、低病原性となることもあります。**

【今回の案件 (No.4) について】

1 主な経緯等

(1) 渡り鳥糞便の採取地点

千葉県長生郡長柄 (ながら) 町

(2) 経緯

- 11月20日、千葉県より、千葉県が独自に行っている渡り鳥糞便調査 (11月18日に採取) の遺伝子検査により、カモ類の糞便2検体から、鳥インフルエンザウイルス (H5N8 亜型) 遺伝子が検出された旨報告があった。
- 同日、糞便採取地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定。

2 今後の対応

- 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- 千葉県が、動物衛生研究所 (確定検査機関) に依頼して高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施。検査結果判明まで数日から1週間程度かかる見込み。
- 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確定した場合には、野鳥緊急調査チームを派遣。



- (4) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル2として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (5) 仮に高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」  
([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html) に掲載) に基づき適切に対応。

【留意事項】

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、死亡野鳥に素手で触らない他、野鳥のいる公園等に行った際は、靴で糞を踏まないよう十分注意するなど、「野鳥との接し方について」  
([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)) に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

|                      |
|----------------------|
| 平成26年11月20日(木)       |
| 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室    |
| 直通：03-5521-8285      |
| 代表：03-3581-3351      |
| 企画官：堀内 洋 (内線6470)    |
| 鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676) |